

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2015-93756(P2015-93756A)

【公開日】平成27年5月18日(2015.5.18)

【年通号数】公開・登録公報2015-033

【出願番号】特願2013-233738(P2013-233738)

【国際特許分類】

B 6 5 H 5/06 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

B 4 1 J 25/312 (2006.01)

B 4 1 J 25/316 (2006.01)

B 4 1 J 11/02 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 5/06 B

B 4 1 J 3/04 1 0 1 Z

B 4 1 J 25/28 H

B 4 1 J 11/02

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月24日(2016.10.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート状の媒体を支持するプラテン面を備えるプラテンユニットと、
前記プラテン面に重なる位置に配置され、かつ、スターホイールが搭載される プラテン上部ユニット、を備えることを特徴とするプリンター。

【請求項2】

インクを吐出するノズルが設けられるノズル面を有し、前記ノズル面が前記プラテン面に對向する印刷実行位置、および、前記ノズル面と前記プラテンとが對向する第1方向と交差する方向において前記印刷実行位置と異なる退避位置に移動する印刷ヘッドを有し、前記プラテン上部ユニットは、前記スターホイールを支持する複数の支持フレームを備え、

前記印刷ヘッドが前記印刷実行位置に位置するとき、前記ノズルは、前記複数の支持フレームおよび前記スターホイールに囲まれた隙間に介して前記プラテン面に對向することを特徴とする請求項1に記載のプリンター。

【請求項3】

前記印刷ヘッドを、第1位置と、前記第1位置より前記プラテン面との距離が大きい第2位置とに移動させる印刷ヘッド昇降機構を備え、

前記印刷ヘッドが前記第1位置に位置するとき、前記隙間に、前記ノズル面が入り込むことを特徴とする請求項2に記載のプリンター。

【請求項4】

前記複数の支持フレームのうち第1支持フレームに支持される前記スターホイールと、第2支持フレームに支持される前記スターホイールと、は前記媒体の搬送方向と交差する方向において異なる位置に位置することを特徴とする請求項2または3に記載のプリンタ

一。

【請求項 5】

前記スター ホイールの外周縁には突起が形成され、
前記 プラテン上部ユニットには、前記媒体から離れた前記突起の先端に接觸する ホイールクリーナーが搭載されることを特徴とする請求項 1ないし4のいずれかの項に記載のプリンター。

【請求項 6】

前記 ホイールクリーナーは円筒状の回転体であり、
前記 ホイールクリーナーの外周面が前記突起の先端に接觸し、前記スター ホイールの回転に伴って従動回転することを特徴とする請求項 5に記載のプリンター。

【請求項 7】

前記 プラテン上部ユニットには、前記スター ホイールを前記 プラテン面に向けて付勢する付勢部材が設けられ、

前記 ホイールクリーナーは、前記付勢部材による付勢方向に前記スター ホイールが移動するとき、前記スター ホイールの移動に追従して移動することを特徴とする請求項 5または6に記載のプリンター。

【請求項 8】

前記 プラテン上部ユニットは、プリンター本体フレームに固定されていることを特徴とする請求項 1ないし7のいずれかの項に記載のプリンター。